

沖縄県北部合同庁舎電力供給契約(単価契約)

入札保証金説明書

沖縄県総務部管財課

令和8年度

入札保証金について

1. 入札保証金の額

見積もる契約金額(消費税込み)を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。もし、足りなかった場合、入札は無効となります。

入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

3. 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部が免除できます。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和8年9月7日(月)17:00までに提出した場合。
- (2) 入札に参加しようとする者が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2カ年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※ 現金及び小切手で入札保証金を納付する場合、手続が複雑になりますので、できる限り「3. 入札保証金の免除」の手続きをとってくださるようお願いします。

4. 小切手等で納付する場合

納 付 方 法	下記の場所に直接持参し、管財課が発行する保管証と引き替える。
納 付 場 所	県庁 5階 総務部 管財課
納 付 期 間	令和8年9月7日(月) 10:30 ～ 11:30 まで(事前に担当者と調整をお願いします。)
還 付 方 法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名、捺印をする。

5. 現金で納付する場合の納付方法

納 付 方 法	(1) 様式第2号の債務者登録票に必要事項を記入し、管財課に提出する。 (令和8年8月28日(金)まで) (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、金融機関において納付し、領収証の写しを管財課に令和8年9月7日(月)17:00までに提示すること。
納 付 期 間	令和8年8月14日(金)から令和8年9月7日(月)まで
還 付 方 法	入札終了後、約20日後に登録した口座に振り込み

6. 入札保証金に代わる担保

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債及び地方債

担保の価値:額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する証券

担保の価値:額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値)
の8割に相当する額

(3) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値:小切手金額

(4) 銀行又は契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値:手形金額(その手形の満期の日が該当手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値:当該債権証書に記載された債権金額(定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。)

(6) 契約当事者が確実と認める社債